

# R2 吉田小学校「いじめ防止基本方針」

## I いじめ防止等の対策に関する基本的な考え方

- 1 いじめ防止等の対策により、児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようとする。
- 2 いじめ防止等の対策においては、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようとする。
- 3 いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市町村、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

## II 基本理念

### 1 いじめに対する基本認識

すべての子どもと大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもつ。

- (1) いじめは人権侵害であり、「いじめを絶対に許さない学校」をつくる。
- (2) いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- (3) いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携・協働に努める。

### 2 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 道徳・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深め、望ましい人間関係や互いのよさを認め合う環境をつくる。
- (2) 6月と12月に行う人権強化月間の活動を児童会を中心に児童主体の活動にすることで自分も他人も大切にする心や行動を育む。
- (3) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団をつくる。
- (4) 児童にインターネット等、情報モラル教育を推進する。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。具体的には、生徒指導部会と教育相談部会の合同会議をスクールカウンセラーの出勤日にできるだけ実施し、児童理解の共有を図り、同一歩調で対応していく。
- (6) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (7) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。
- (8) 教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- (9) 教職員、スクールカウンセラー、PTA会長により構成される「吉田小いじめ防止推進委員会」を設置し、いじめ防止等の対策にあたる。
- (10) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

### 3 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校組織として早期発見に取り組むとともに、家庭・地域と連携して実態把握に努める。

- (1) 子どもの声に耳を傾ける。(アンケート調査、生活ノート、個別面談等)

- (2) 子どもの行動・表情やしぐさを注視する。(チェックリスト、ネットパトロール等)
- (3) 保護者と情報を共有する。(連絡ノート、電話・家庭訪問、PTAの会議等)
- (4) 地域と日常的に連携する。(地域行事への参加、関係機関との情報共有等)

#### 4 早期解消に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめる子どもには、行為の善悪をしっかり理解させ、反省・謝罪をさせるとともに指導する。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- (7) 必要に応じて、関係機関との連携を図る。

#### 5 重大事態が発生した場合の緊急対応と早期解消に向けて

いじめ問題により重大事態が生じた場合、上記4の項目に加え、以下の方針で改善を目指す。

- (1) 速やかに富岡市教育委員会に報告するとともに、市教育委員会の協力のもと、支援体制を整備し、詳細な事実確認を行う。学校が調査の主体となる場合は、校長、教頭、生徒指導主任、教育相談主任、スクールカウンセラー、PTA会長に加え、主任児童委員、青少年健全育成推進協議会関係者、警察関係者の派遣を依頼し、調査を行う。また、必要に応じて第三者委員会の設置を検討する。設置する場合は弁護士、心理・福祉の専門家等の専門的知識・経験を有する者とする。
- (2) 被害児童・保護者に寄り添いながら対応することを第一とする。
- (3) 被害児童・保護者に対して、必要に応じてカウンセリングや医療機関のケアを勧め、可能な限り学校の教職員やスクールカウンセラー等が寄り添いながら支援につなげていく。
- (4) 被害児童・保護者に対しての情報提供は、市の個人情報保護条例に基づいて、他の児童のプライバシーに配慮して説明を行う。
- (5) マスコミ対応については、窓口を一本化し、疑惑を生まない徹底した情報開示に努める。その際、迅速な意思決定と、誠意ある対応、記者との信頼関係づくりに心掛け、社会的視点からの判断と学校のイニシアチブに基づき、迅速に報道関係に情報提供する。

重大事態とは（群馬県いじめ防止基本方針より抜粋 法28条の規定に基づく）

- ・いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき：児童生徒が自殺を企図した場合等。
  - ・いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき：不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。
- ※児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき：重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。（いじめの重大事態の調査に関するガイドラインより抜粋）